

高松市監査委員告示第26号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年12月5日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

令和4年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



瀬戸内海（長崎の鼻）

高松市監査委員

行政監査

令和4年度行政監査の結果について

1 監査対象局及び実施期間

市民政策局及び病院局 令和4年8月22日から同年11月10日まで

2 監査対象事務

行政事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象となる事務の執行年度

令和3年度及び4年度

4 監査の方法

「令和4年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた印刷物等による情報提供について」をテーマに行政監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

5 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、別記のとおり、おおむね適正に処理されていた。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

《参考》令和4年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和4年度の重点取組事項

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた印刷物等による情報提供について

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。

基本指針では、取り組むべき分野を「ひとづくり」「情報・サービス」等の4つに分類しており、そのうち「情報・サービス」の分野では、「専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がける」とされ、誰にとってもわかりやすい情報提供をすることが求められている。

これにより、ホームページ等を活用した情報発信を積極的に行っている一方で、情報格差への取組の一つとして、紙媒体である印刷物も多く利用されている。

そこで、本市が発行している印刷物や公共施設での案内表示等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが必要な情報をすぐに理解できるよう作成又は標示され、効果的・効率的に提供されているか等の観点から、監査を実施する。

令和4年度高松市監査実施計画へのリンク

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/gaivo/keikaku.files/2022kansakeikaku.pdf>

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた 印刷物等による情報提供について

1 監査の目的

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本方針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めており、これにより、ホームページ等ソーシャルメディアを活用するほか、紙媒体である印刷物や案内表示も多く利用し、広く市民への情報提供を行っている。

しかし一方で、印刷物等の作成には費用が伴うことから、必要性はもとより有効性や経済性も十分検討される必要がある。

そこで、市の印刷物や案内表示について、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて適正に作成され、有効に活用されているかなどを検証するための監査を実施し、今後の行政運営に資することを目的とした。

2 監査対象項目及び着眼点

令和3年度及び4年度に各課で発行した印刷物（チラシ、リーフレット、パンフレットなど）及び本庁舎等市有施設の案内表示を調査対象項目とし、監査対象局各課で作成された印刷物・案内表示が、関係法令等により適正に作成・設置されているか、次の着眼点に基づき、監査を実施した。

- (1) 内容は利用者に配慮したわかりやすいものとなっているか。
- (2) 情報提供の目的及び対象は明確か。
- (3) 作成部数等、発行は適切に行われているか。
- (4) 配布先や配布方法、設置場所等は適切か。
- (5) 有効に活用されているか。
- (6) 市民等の意見、要望を反映する機会を設けているか（ある場合、反映しているか）。
- (7) 適切に管理されているか。

3 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象課から提出された「印刷物、案内表示による情報提供に関する調査票」及び関係書類を求めて、定期監査に併せて実施した。

また、各課の所管する施設等について、必要に応じて実地監査を実施したほか、各課に対し、文書又は口頭で照会した。

4 監査により認められた事実

事務の執行については、おおむね、適正に処理されていた。

印刷物等による情報提供について【市民政策局】

「印刷物、案内表示による情報提供に関する調査票」に基づく調査の結果は、以下のとおりであった。

≪調査結果≫

(1) 印刷物の発行状況について（令和3年度及び4年度分）

該当課数	件数
7	52

(2) 案内表示の設置状況について

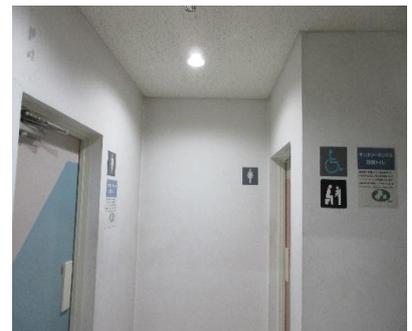
箇所数	内訳
83	男女共同参画・協働推進課（市民活動センター） 地域振興課（山田支所ほか5か所） 牟礼総合センター（同センターほか6か所） 仏生山総合センター（同センターほか6か所） 香川総合センター（同センターほか4か所） 勝賀総合センター（同センターほか3か所） 国分寺総合センター（同センターほか6か所） 市民やすらぎ課（斎場公園ほか36か所） 市民課（市民サービスセンター） 人権啓発課（上天神文化センターほか7か所）

(3) 実地監査を行った施設

令和4年9月26日に市民交流プラザIKODE瓦町（市民活動センター）、10月3日に木太出張所及び川添出張所、10月4日に国分寺総合センターにおいて、実地監査を行った。



フロア案内図には、ピクトグラム・文字による案内表示のほか、外国語を併記している。
（市民交流プラザIKODE瓦町（市民活動センター））



ピクトグラム・文字による案内表示によって、目的や場所を分かりやすくしている。
（左から、木太出張所、川添出張所、国分寺総合センター）

印刷物等による情報提供について【病院局】

「印刷物、案内表示による情報提供に関する調査票」に基づく調査の結果は、以下のとおりであった。

《調査結果》

(1) 印刷物の発行状況について（令和3年度及び4年度分）

該当課数	件数
3	10

＜参考事例＞



(2) 案内表示の設置状況について

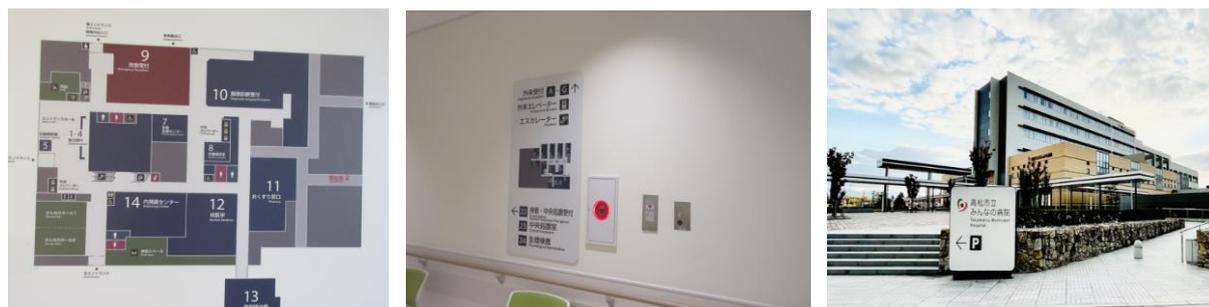
箇所数	内訳
2	みんなの病院 市民病院塩江分院

(3) 実地監査を行った施設

令和4年10月4日にみんなの病院において、実地監査を行った。



文字等による案内表示のほか、アルファベットで区別して目的や場所を分かりやすくしている。



フロア案内図等には、ピクトグラム・文字による案内表示のほか、外国語を併記している。

定期監査

令和4年度定期監査の結果について

1 監査対象局及び実施期間

市民政策局及び病院局 令和4年8月22日から同年11月10日まで

2 監査対象事務

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象となる事務の執行年度

令和3年度及び4年度

4 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

5 監査の結果

	所管課等	指摘	意見	合計
1	コミュニティ推進課	1	—	1
2	地域振興課	2	—	2
3	市民政策局 国分寺総合センター	2	—	2
4	暮らし安全安心課	1	—	1
5	市民やすらぎ課	1	—	1
6	病院局 みんなの病院事務局総務課	—	1	1
合計		7	1	8

※指摘・・・法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

令和4年度高松市監査実施計画へのリンク

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/gaiyo/keikaku.files/2022kansakeikaku.pdf>



事情聴取（令和4年11月10日実施）の状況

令和4年度定期監査結果一覧

結果 No.	区分	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	指摘	補助金等の適正な交付事務について	P8	市民政策局	コミュニティ推進課
2	指摘	発注に係る適正な事務処理について	P9		地域振興課
3	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P10		国分寺総合センター
4	指摘	私人による収納事務委託に係る告示及び委託証票の交付について	P11		暮らし安全安心課
5	指摘	個人情報の適正な取扱いについて	P12		市民やすらぎ課
6	指摘	補助金の適正な交付事務について	P13		
7	指摘	市営墓地巡視業務に係る適正な事務処理について	P14		
8	意見	人間ドックの昼食提供業務委託に係る業者選定について	P15	病院局	みんなの病院事務局 総務課

定期監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和4年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第26号

告示日

令和4年12月5日

所管課等

コミュニティ推進課

区分

指摘

指摘の項目

補助金等の適正な交付事務について

指摘する理由

令和3年度三谷町ふれあいまつり事業について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1)「地域イベント助成事業」(以下「助成事業」という。)及び「地域まちづくり交付金事業」(以下「交付金事業」という。)から重複して補助金等が交付されていた。
 (2)(1)において、剰余金が発生していたものの、精算戻入されていなかった。
 (3)監査実施期間中に、交付金事業から交付したことは誤りであったことを理由に、その交付金を三谷地区コミュニティ協議会での他の事業に充当していた。
 (4)同一であるはずの、助成事業及び交付金事業の実績報告書に添付された収支決算書の内容に、一部、差異があった。

指摘

補助金等の交付事務については、補助事業の内容を十分に確認した上で、他の事業と重複して交付することがないようにするなど、所管課として適正な審査及び実績確認ができる体制を構築されたい。
 また、実績報告に係る収支決算書の作成について、地域コミュニティ協議会に対し、明確かつ具体的に記載するよう、指導、周知することを徹底されたい。

根拠法令・通知等

令和3年度地域イベント助成事業実施要綱

内容

第3 助成対象事業
 4 国又は地方公共団体の補助を受けている事業(本助成事業を除く)は、対象外とする。

根拠法令・通知等

高松市地域まちづくり交付金等の執行に係る基本方針

内容

8 交付金の実績報告及び精算
 (2)地域コミュニティ協議会は、精算により剰余金が発生した場合は、事業実績報告の提出に合わせ、市に対し、精算戻入するものとする。

定期監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和4年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第26号

告示日

令和4年12月5日

所管課等

地域振興課

区分

指摘

指摘の項目

発注に係る適正な事務処理について

指摘する理由

新施設の整備に当たり、令和3年度の関係書類を確認したところ、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1) 仏生山交流センターの消耗品である調理器具等について、同センター開館直前の事務処理であったことを理由として、短期間に発注を複数回に分割し、発注簿処理により、同一業者と1者随意契約で購入していた。
 (2) 東部南総合センター（仮称）等整備に係る雨水最終柵設置工事について、工程調整が円滑に行えることを理由として、ほぼ同時期の工期にもかかわらず、発注を3回に分割し、同一業者と1者随意契約を締結していた。

指摘

消耗品購入等の発注については、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、一括して発注するよう、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

高松市契約規則

内容

(契約事務担当員の遵守事項)
 第3条
 3 契約事務担当員は、当然に1回に契約すべきものを、事務上の負担の軽減等を目的に、施行令第167条の2第1項第1号、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）別表第1中の発注簿等に係る規定その他の規定を適用し、2回以上に分割して取り扱ってはならない。

定期監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和4年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第26号

告示日

令和4年12月5日

所管課等

地域振興課

区分

指摘

指摘の項目

契約に係る適正な事務処理について

指摘する理由

契約に係る見積徴取について、見積状況調書に参加業者から提示された金額の記載はあるものの、提出のあった見積書を紛失していた。
また、工事契約について、見積期間が確保されていないものや、見積経過表の金額に誤りがあるものなどが見受けられた。

指摘

契約事務については、契約に至った経緯に関連する書類を適正に管理するとともに、法令等を遵守し、適正な事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

高松市契約事務処理要綱

内容

(工事の見積期間)
第41条の2 工事の請負契約を随意契約により締結しようとする場合の見積期間は、次に掲げる期間とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は5日以内に限り短縮することができる。
(1) 工事1件の設計金額が500万円に満たない工事については1日以上
(契約の締結)
第42条 落札者の決定後は、遅延なく、入札又は見積りの状況を明らかにする書類及び契約に必要な書類を作成し、契約締結について市長の承認を得なければならない。

定期監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和4年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第26号

告示日

令和4年12月5日

所管課等

国分寺総合センター

区分

指摘

指摘の項目

私人による収納事務委託に係る告示及び委託証票の交付について

指摘する理由

国分寺会館の使用料収納事務については、国分寺ホールの管理運営業務を委託している私人に、令和2年度から業務委託を行っているが、委託先等必要な事項についての告示及び委託先への証票の交付が行われていなかった。

指摘

私人による使用料の収納事務委託については、毎年、委託先等の告示及び委託証票の交付を行うよう、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

地方自治法施行令

内容

(歳入の徴収又は収納の委託)
第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。
一 使用料(以下、省略)
2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。(以下、省略)

根拠法令・通知等

高松市会計規則

内容

(徴収又は収納を委託した私人の公表)
第47条 市長は、第44条の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、委託先、委託金の種類、委託期間その他委託に必要な事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったとき、又は委託を解除したときも、同様とする。
(徴収又は収納を委託した私人への証票の交付)
第48条 徴収又は収納を委託した者には、これを示す証票を交付するものとする。

定期監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和4年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第26号

告示日

令和4年12月5日

所管課等

国分寺総合センター

区分

指摘

指摘の項目

個人情報の適正な取扱いについて

指摘する理由

国分寺会館の管理運営業務委託について、委託内容に会館の使用許可申請書受付等、個人情報の取扱いが一部含まれているにもかかわらず、契約書及び仕様書に、個人情報の取扱いに関する遵守内容が見受けられなかった。

指摘

契約書等に「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の条項を記載するとともに、受託者に対し、個人情報の適正な取扱いについて、明示されたい。

根拠法令・通知等

高松市個人情報保護条例

内容

(正確性の確保及び適正な管理)
第13条
2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(委託に伴う措置等)
第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託しようとするときは、その委託に係る契約において、その委託を受けた者(以下「受託者」という。)が講ずべき安全確保の措置(個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。)を明らかにしなければならない。

根拠法令・通知等

個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託等する場合の留意事項等

内容

3 契約締結に当たっての措置
(1) 個人情報を取り扱う事務の委託等契約の締結に当たっては、当該契約に係る契約書、確認書、覚書その他これらに類する書類(以下「契約書等」という。)に、次の記載例のように受注者が別記「個人情報取扱特記事項」(以下「本特記事項」という。)を遵守する旨の条項を記載するものとします。

契約書等への記載例
(個人情報の保護)
第〇〇条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

定期監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和4年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第26号

告示日

令和4年12月5日

所管課等

くらし安全安心課

区分

指摘

指摘の項目

補助金の適正な交付事務について

指摘する理由

高松市交通安全母の会連絡協議会に対し、補助金を年2回に分け概算交付しているが、令和3年度に発生した剰余金を、翌年度事業の支出に対応するため、翌年度繰越金として処理し、市に返還していなかった。

指摘

高松市交通安全母の会連絡協議会補助金について、当該年度に剰余金が発生した場合は、高松市補助金等交付規則に基づき、本市に返還するよう、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

高松市補助金等交付規則

内容

(交付指令等)
第9条
2 市長は、特に必要があると認めるときは、当該補助事業等の完了前に補助金等交付指令書（様式第11号）により補助事業者へ通知し、補助金等の全部又は一部を概算交付することができる。

様式第11号（第9条関係）

7 この補助金等は概算払であるので、補助事業等実績報告書の提出をした日から5日以内（略）に精算をし、交付を受けた補助金等の額が確定した補助金等の額を超える場合は、その超える額を直ちに返還しなければなりません。

定期監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和4年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第26号

告示日

令和4年12月5日

所管課等

市民やすらぎ課

区分

指摘

指摘の項目

市営墓地巡視業務に係る適正な事務処理について

指摘する理由

市営墓地巡視業務については、各巡視人が毎月2回以上、定期的に担当する市営墓地を巡回し、「墓地巡視の記録」を提出することとしているが、令和3年度の当該業務に係る事務処理について確認したところ、実績報告書の提出確認等を怠ったまま、謝礼金が支払われている事案が見受けられた。

指摘

市営墓地巡視業務に係る事務処理については、適正な実績確認を行った上で謝礼金の支払いが行われるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

高松市営墓地巡視人要領

内容

(巡視人の業務)
 第3条 巡視人の業務は、次のとおりとする。
 (1) 施設等の損壊の状況及び市営墓地の利用に当たって危険のおそれ又は支障のある箇所についての確認及び記録を行うこと。
 (2) 許可を受けずに設置された墓石その他の工作物についての確認及び記録を行うこと。
 2 前項第1号及び第2号に掲げる業務は、毎月2回以上、定期的に市営墓地を巡回することにより行わなければならない。
 (省略)
 4 巡視人は、第1項第1号及び第2号の規定により記録した事項を、翌月の5日までに市長に報告しなければならない。

定期監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

令和4年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第26号

告示日

令和4年12月5日

所管課等

みんなの病院事務局
総務課

区分

意見

意見の項目

人間ドックの昼食提供業務委託に係る業者選定について

意見を付す理由

みんなの病院で実施している人間ドックの昼食提供業務委託について、内容変更や数量の調整等が柔軟に対応可能なことなどを理由として、開院当初から、1者随意契約により院内の売店業者（市外企業）と委託契約を締結し、弁当を提供していた。

意見

業者選定に当たっては、開院当時に比べ社会情勢も変化し、他に対応できる業者が存在する可能性や市内企業の育成及び地域経済の活性化を図ることも考慮した上で、業者選定を実施されたい。

根拠法令・
通知等

高松市病院局物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領

内容

（市内企業への優先発注の方針）
第3条 地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、指名業者の選定に当たっては、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。
2 前項の場合において、市内企業以外の者を指名しようとするときは、準市内企業・市外企業の順で、指名の対象を拡大するものとする。